

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(選挙管理委員会事務局分)(令和6年10月分)

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	選挙管理 委員会事 務局	228-7875	第50回衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示板及び最高裁判所裁判官国民審査氏名掲示板作製設置等業務(堺区・西区)	不二工芸株式会社	8,058,600	R6.10.4	本業務は、公職選挙法第144条の2並びに国民審査法第52条及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令第19条に基づき、立候補者のポスターを掲示する「公営ポスター掲示場」及び最高裁判所裁判官国民審査の「氏名掲示板」の設置業務、維持管理、撤去を行うものである。 公営ポスター掲示場は、立候補者が立候補届を提出後すぐにポスターを貼ることができるように、上記法令の定めにより、公示日(立候補届出日)までに必ず設置しておかなければならない。なお、本市では、設置完了の確認や不備が発生したときに対応できるよう、公示及び告示日の3日前までに公営ポスター掲示場の設置を完了するようにしている。 このたび、令和6年10月15日(火)公示、同年10月27日(日)執行の日程で衆議院の解散総選挙が実施されることとなった。 このことから、衆議院議員総選挙の公示日である令和6年10月15日(火)の3日前(10月12日)までに公営ポスター掲示場の設置を完了させることが必要となり、設置に向けたスケジュールは非常にタイトなものである。 公営ポスター掲示場の設置は、掲示板等の資材調達、設置場所の管理者等の地元調整や、受注者との作業日時等、綿密な事前調整が必要であり、設置業務に一定の日数を要することから(直近の選挙(令和5年6月堺市長選挙)でも、資材の調達等の事前準備や調整を除いて、設置だけで12日程度かかっている。)、解散・選挙日程の確定と、ほぼ同時に履行開始が必要であり、早急に契約をしなければ、想定している期限内に業務の履行を完了することは困難である。 以上のことから、本業務は競争入札に付す時間的余裕がなく、前回の選挙(令和5年6月堺市長選挙)において受注した不二工芸株式会社ならば公示日までのタイトなスケジュールの中でも適切な履行が見込めることから、当該業者への随意契約を行うものである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	1者随契	
2	選挙管理 委員会事 務局	228-7875	第50回衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示板及び最高裁判所裁判官国民審査氏名掲示板作製設置等業務(美原区)	株式会社フロムワン	2,654,300	R6.10.4	本業務は、公職選挙法第144条の2並びに国民審査法第52条及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令第19条に基づき、立候補者のポスターを掲示する「公営ポスター掲示場」及び最高裁判所裁判官国民審査の「氏名掲示板」の設置業務、維持管理、撤去を行うものである。 公営ポスター掲示場は、立候補者が立候補届を提出後すぐにポスターを貼ることができるように、上記法令の定めにより、公示日(立候補届出日)までに必ず設置しておかなければならない。なお、本市では、設置完了の確認や不備が発生したときに対応できるよう、公示及び告示日の3日前までに公営ポスター掲示場の設置を完了するようにしている。 このたび、令和6年10月15日(火)公示、同年10月27日(日)執行の日程で衆議院の解散総選挙が実施されることとなった。 このことから、衆議院議員総選挙の公示日である令和6年10月15日(火)の3日前(10月12日)までに公営ポスター掲示場の設置を完了させることが必要となり、設置に向けたスケジュールは非常にタイトなものである。 公営ポスター掲示場の設置は、掲示板等の資材調達、設置場所の管理者等の地元調整や、受注者との作業日時等、綿密な事前調整が必要であり、設置業務に一定の日数を要することから(直近の選挙(令和5年6月堺市長選挙)でも、資材の調達等の事前準備や調整を除いて、設置だけで12日程度かかっている。)、解散・選挙日程の確定と、ほぼ同時に履行開始が必要であり、早急に契約をしなければ、想定している期限内に業務の履行を完了することは困難である。 以上のことから、本業務は競争入札に付す時間的余裕がなく、前回の選挙(令和5年6月堺市長選挙)において受注した株式会社フロムワンならば公示日までのタイトなスケジュールの中でも適切な履行が見込めることから、当該業者への随意契約を行うものである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	1者随契	

3	選挙管理委員会事務局	228-7875	衆議院議員総選挙等に係る投票所入場整理券等電算事後処理業務	ナカバヤシ株式会社 大阪本社	9,218,000	R6.10.4	本業務は、公職選挙法施行令第31条第1項で、選挙の期日の公示又は告示の日以後できるだけ速やかに選挙人に交付するように努める旨規定されている投票所入場整理券を作成する業務である。 「選挙の期日の公示又は告示の日以後できるだけ速やかに」と規定されてはいるが、実際には公示日の翌日が期日前投票期間の初日でもあることから、本市では、投票所の場所及び投票時間の周知等のため、公示日の前日・当日・翌日に選挙人に届くよう投票所入場整理券を発送している。 このたび、令和6年10月9日(水)衆議院解散予定、同年10月15日(火)公示、同年10月27日(日)執行の日程で衆議院の解散総選挙が実施されることとなった。 投票所入場整理券の郵送先となる選挙人名簿の調整は解散予定日(10月9日)にしか実施できないため、解散予定日の翌日から印刷・封入封緘作業を行うことになるが、印刷・封入封緘作業には非常に時間がかかることから(令和5年6月の堺市長選挙で7日間要した。)、郵便局への持ち込みは早くとも10月17日(期日前投票期間の2日目)となる。 また、郵便局に持ち込むまでに、印刷・封入封緘作業の実時間の他、原稿作成や印刷プログラムの作成、用紙等の資材の調達などの準備時間が必要であることから(令和5年6月の堺市長選挙では入稿完了から校了まで5営業日、校了から発送まで7営業日かかっており、その上、準備期間を考慮する必要がある。)、解散・選挙日程の確定と、ほぼ同時に履行開始が必要であり、早急に契約をしなければ、想定している期限内に業務の履行を完了することは困難であり、選挙人の投票行動に悪影響を来す恐れがある。 以上のことから、本業務は競争入札に付す時間的余裕がなく、前回の選挙(令和5年6月堺市長選挙)において受注したナカバヤシ株式会社であれば、解散・選挙日程確定後のタイトなスケジュールの中でも適切な履行が見込めることから、当該業者への随意契約を行うものである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	1者随契	
4	選挙管理委員会事務局	228-7875	第50回衆議院議員総選挙選挙公報及び最高裁判所裁判官国民審査公報(堺区・東区・北区・美原区)並びに堺市議会議員東区選挙区補欠選挙選挙公報配布業務	株式会社YDS府下南部地区本部	-	R6.10.4	本業務は、次に記載の公報について、次のとおり、市内の全世帯への配布義務が定められている。 ①衆議院議員総選挙(小選挙区・比例代表)選挙公報:公職選挙法第170条により選挙期日前2日までに配布 ②最高裁判所裁判官国民審査公報:最高裁判所裁判官国民審査法施行令第28条により審査の期日前2日までに配布 ③堺市議会議員東区選挙区補欠選挙選挙公報:堺市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置及び選挙公報の発行に関する条例第7条により選挙期日の前日までに配布 ①②の公報については、大阪府選挙管理委員会で作成され、配布業者に納品される。また、③の公報については、堺市選挙管理委員会において作成し、配布業者に納品することとなる。 このたび、令和6年10月15日(火)公示、同年10月27日(日)執行の日程で衆議院の解散総選挙が実施されることとなった。 これに伴い、大阪府選管より選挙公報配布業者及び納品場所等の照会があり、大阪府選管で府下全域の配送計画を作成するなどの業務に支障がでないよう、納品場所を決定次第速やかに報告するよう要請があった。当該報告を遅滞するほど、選挙公報配布業者への選挙公報の納品日が遅滞することとなり、適正な履行に必要な履行期間を確保できないこととなる。また、宅配業者においては、選挙公報納品から配布開始まで3日程度、宅配期間が4日程度しかないため、速やかに配布ができるよう、納品日までに宅配部数や宅配箇所の把握等、万全の体制を整える必要がある。 さらに、堺市選挙管理委員会において作成する公報は、10月18日(金)の告示日以降の印刷となるため、さらにスケジュールが厳しく、適正な履行のためには早急に契約業者を決定する必要がある。 よって、解散・選挙日程の確定とほぼ同時に業者を決定する必要があり、早急に契約をしなければ、想定している期限内に業務の履行を完了することは困難となり、選挙(審査)公報の世帯への配布が遅れ、選挙人の投票行動に悪影響を来す恐れがある。 以上のことから、本業務は競争入札に付す時間的余裕がなく、前回の選挙(令和5年6月堺市長選挙)において受注した株式会社YDS府下南部地区本部ならば公示日までのタイトなスケジュールの中でも適切な履行が見込めることから、当該業者への随意契約を行うものである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	1者随契	単価契約 【堺区・北区・美原区】 81.774円/1セット 【東区】 92.774円/1セット

5	選挙管理委員会事務局	228-7875	第50回衆議院議員総選挙選挙公報及び最高裁判所裁判官国民審査公報(中区・西区・南区)配布業務	株式会社YDS府下南部地区本部	-	R6.10.4	本業務は、次に記載の公報について、次のとおり、市内の全世帯への配布義務が定められている。 ①衆議院議員総選挙(小選挙区・比例代表)選挙公報:公職選挙法第170条により選挙期日前2日までに配布 ②最高裁判所裁判官国民審査公報:最高裁判所裁判官国民審査法施行令第28条により審査の期日前2日までに配布 ①②の公報については、大阪府選挙管理委員会で作成され、配布業者に納品される。 このたび、令和6年10月15日(火)公示、同年10月27日(日)執行の日程で衆議院の解散総選挙が実施されることとなった。 これに伴い、大阪府選管より選挙公報配布業者及び納品場所等の照会があり、大阪府選管で府下全域の配送計画を作成するなどの業務に支障がでないよう、納品場所を決定次第速やかに報告するよう要請があった。当該報告を遅滞するほど、選挙公報配布業者への選挙公報の納品日が遅滞することとなり、適正な履行に必要な履行期間を確保できないこととなる。また、宅配業者においては、選挙公報納品から配布開始まで3日程度、宅配期間が4日程度しかないため、速やかに配布ができるよう、納品日までに宅配部数や宅配箇所の把握等、万全の体制を整える必要がある。 よって、解散・選挙日程の確定とほぼ同時に業者を決定する必要があり、早急に契約をしなければ、想定している期限内に業務の履行を完了することは困難となり、選挙(審査)公報の世帯への配布が遅れ、選挙人の投票行動に悪影響を来す恐れがある。 以上のことから、本業務は競争入札に付す時間的余裕がなく、前回の選挙(令和5年6月堺市長選挙)において受注した株式会社YDS府下南部地区本部ならば公示日までのタイトなスケジュールの中でも適切な履行が見込めることから、当該業者への随意契約を行うものである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	1者随契	単価契約 95,975円/1セット
6	選挙管理委員会事務局	228-7875	選挙管理システム運用支援業務(衆議院議員総選挙等)	株式会社ムサシ 大阪支店	9,658,385	R6.10.4	当該業者は、選挙システム(選挙人名簿、期日前(不在者)投票、投開票集計の各システム)を開発した事業者であり、他の事業者では履行が困難なため。 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	1者随契	
7	選挙管理委員会事務局	228-7875	第50回衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示板及び最高裁判所裁判官国民審査氏名掲示板(東区・北区)並びに堺市議会議員東区選挙区補欠選挙ポスター掲示板作製設置等	株式会社 中嶋工務店	11,752,507	R6.10.4	本業務は、公職選挙法第144条の2並びに国民審査法第52条及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令第19条に基づき、立候補者のポスターを掲示する「公営ポスター掲示場」及び最高裁判所裁判官国民審査の「氏名掲示板」の設置業務、維持管理、撤去を行うものである。 公営ポスター掲示場は、立候補者が立候補届を提出後すぐにポスターを貼ることができるように、上記法令の定めにより、公示日(立候補届出日)までに必ず設置しておかなければならない。なお、本市では、設置完了の確認や不備が発生したときに対応できるよう、公示及び告示日の3日前までに公営ポスター掲示場の設置を完了するようにしている。 このたび、令和6年10月15日(火)公示、同年10月27日(日)執行の日程で衆議院の解散総選挙が実施されることとなった。 このことから、衆議院議員総選挙の公示日である令和6年10月15日(火)の3日前(10月12日)までに公営ポスター掲示場(東区においては堺市議会議員東区選挙区補欠選挙分も含む)の設置を完了させることが必要となり、設置に向けたスケジュールは非常にタイトなものである。 公営ポスター掲示場の設置は、掲示板等の資材調達、設置場所の管理者等の地元調整や、受注者との作業日時等、綿密な事前調整が必要であり、設置業務に一定の日数を要することから(直近の選挙(令和5年6月堺市長選挙)でも、資材の調達等の事前準備や調整を除いて、設置だけで12日程度かかっている。)、解散・選挙日程の確定と、ほぼ同時に履行開始が必要であり、早急に契約をしなければ、想定している期限内に業務の履行を完了することは困難である。 以上のことから、本業務は競争入札に付す時間的余裕がなく、前回の選挙(令和5年6月堺市長選挙)において受注した不二工芸株式会社に受注の打診を行ったが、受注不可との回答があったため、前々回の選挙(令和5年4月統一地方選挙)において本業務を受注した株式会社 中嶋工務店に打診したところ受注可の回答があった。前々回の実績により、公示日までのタイトなスケジュールの中でも適切な履行が見込めることから、当該業者への随意契約を行うものである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	1者随契	

8	選挙管理 委員会事 務局	228-7875	第50回衆議院小選挙区選出議員選挙ポスター掲示板及び最高裁判所裁判官国民審査氏名掲示板作製設置等業務(中区・南区)	株式会社 増田工務店	10,120,000	R6.10.4	本業務は、公職選挙法第144条の2並びに国民審査法第52条及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令第19条に基づき、立候補者のポスターを掲示する「公営ポスター掲示場」及び最高裁判所裁判官国民審査の「氏名掲示板」の設置業務、維持管理、撤去を行うものである。 公営ポスター掲示場は、立候補者が立候補届を提出後すぐにポスターを貼ることができるように、上記法令の定めにより、公示日(立候補届出日)までに必ず設置しておかなければならない。なお、本市では、設置完了の確認や不備が発生したときに対応できるよう、公示及び告示日の3日前までに公営ポスター掲示場の設置を完了するようにしている。 このたび、令和6年10月15日(火)公示、同年10月27日(日)執行の日程で衆議院の解散総選挙が実施されることとなった。 このことから、衆議院議員総選挙の公示日である令和6年10月15日(火)の3日前(10月12日)までに公営ポスター掲示場の設置を完了させることが必要となり、設置に向けたスケジュールは非常にタイトなものである。 公営ポスター掲示場の設置は、掲示板等の資材調達、設置場所の管理者等の地元調整や、受注者との作業日時等、綿密な事前調整が必要であり、設置業務に一定の日数を要することから(直近の選挙(令和5年6月堺市長選挙)でも、資材の調達等の事前準備や調整を除いて、設置だけで12日程度かかっている。)、解散・選挙日程の確定と、ほぼ同時に履行開始が必要であり、早急に契約をしなければ、想定している期限内に業務の履行を完了することは困難である。 以上のことから、本業務は競争入札に付す時間的余裕がなく、前回の選挙(令和5年6月堺市長選挙)において受注した不二工芸株式会社に受注の打診を行ったが、受注不可との回答があったため、前々回の選挙(令和5年4月統一地方選挙)において本業務を受注した株式会社増田工務店に打診したところ受注可の回答があった。前々回の実績により、公示日までのタイトなスケジュールの中でも適切な履行が見込めることから、当該業者への随意契約を行うものである。 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	1者随契	
---	--------------------	----------	---	------------	------------	---------	--	------	--